

国立大学法人京都大学教員就業特例規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(降任及び解雇)</p> <p>第5条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。</p> <p>2 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。</p> <p>3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。</p> <p>4 教育研究評議会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。</p> <p>5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第9条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。</p> <p>2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(降任及び解雇)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後5日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、平成19年6月28日から施行する。</p>